

兵庫県公報

平成18年9月5日 火曜日 第1805号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

	ページ
○淡路市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	3
○土地改良区の定款の変更認可及び名称の変更（同）	4
○土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○平成18年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（森林保全室）	4
○保安林の指定解除（同）	5
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○同 上（同）	6
○水防法の規定に基づく浸水想定区域の指定（河川整備課）	6
○河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物（中播磨県民局）	7
○中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	8
○港湾法に基づき放置等の行為を禁止する区域及び物件の指定（港湾課）	8
○都市計画の変更についての案の縦覧（都市計画課）	11
○宅地建物取引業者の事務所の所在地等の不確知（土地対策室）	11
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（同）	11

公 告

○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	12
---------------------------------	----

監査委員公告

○住民監査請求に係る監査の結果	12
○住民監査請求に係る措置結果について	17

警察本部公告

○落札者等の公示	18
----------	----

市町村職員退職手当組合規則

○兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則	18
---------------------------	----

告 示

兵庫県告示第946号

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
下 司	東	1375 1375の1 1376	下 司	東金築面
		1402 1402の1 1403 1403の1 1407 1410 1413	下 司	東和田ノ谷
	東石ヶ谷	1296 1297	下 司	東
	東金築面	1373の1 1373の2		
	東和田ノ谷	1400		
塩 尾	雨 瀬	430の1 430の3 430の7 430の8	塩 尾	背 谷
	横 尾	431の2 433 434 435の1 435の2		
	網 屋	286	塩 尾	明神ノ下
	家ノ上	369	塩 尾	下 志
	一本松	3の2		
	美ノ谷	367 368		
	家ノ上	371の1		
	居屋敷	370の1 370の2	塩 尾	美ノ谷
	居屋敷南	372の1		
	居屋敷東	372の2		
	家ノ上	832 833	塩 尾	高 山
	一本松	396の1 398	塩 尾	上 向
	居屋敷	356	塩 尾	風呂ノ前
	大久保	288	塩 尾	明神ノ上
		301の1 301の2		
	大 地	457の1 457の2	塩 尾	一 本 松
	茶 屋	450の2 451の1 455の3		
	大 地	553	塩 尾	大 地 裏
	上堂面	915 916の1 917 918	塩 尾	堂 面
	山ノ谷	924の1 924の3		

神 田	793の1 793の2	塩 尾	横 尾
北 谷	487	塩 尾	瀬
城ヶ谷	899 902	塩 尾	上堂面
堂 面	904 904の1 906 913		
高 山	850の1	塩 尾	杉 山
谷	436 480の1 481の2	塩 尾	谷ノ下
谷ノ下	469 470の1 470の2	塩 尾	谷
研 屋	438 438の2 439 440 442 443		
狸 穴	513の3		
堂ノ瀬	486の1	塩 尾	八王寺
太郎次山	804	塩 尾	山田ノ上
出 口	557	塩 尾	大 地
堂ノ瀬	490の3 491の2	塩 尾	北 谷
堂 面	949	塩 尾	大 谷
平見原	867	塩 尾	山ノ谷
山田ノ上	784 785の1	塩 尾	山 田
横 尾	789 789の2 790		
山田ノ上	800の2	塩 尾	神 田
居 敷	326	塩 尾	居屋敷

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成18年2月1日現在の地番である。

兵庫県告示第947号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
赤穂土地改良区	平成18年8月21日

兵庫県告示第948号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成18年8月22日、定款の変更を認可した。また、定款の変更に伴い、土地改良区の名称が変更されたので、次のとおり告示する。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

変更前の名称	変更後の名称
水上郡山東南部土地改良区	山東南部土地改良区

兵庫県告示第949号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
木津土地改良区	基盤整備促進事業 (ほ場整備)	木津地区	平成18年9月5日から 同月25日まで	赤穂市役所

兵庫県告示第950号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成18年8月24日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	五斗長地区	平成18年9月5日から 同月25日まで	淡路市役所

兵庫県告示第951号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、芦屋市、三田市、川辺郡猪名川町、西脇市、加西市、加東市、多可郡多可町、神崎郡神河町、

市川町及び福崎町、たつの市、宍粟市、豊岡市、美方郡香美町及び新温泉町、養父市、朝来市、篠山市、丹波市、洲本市並びに南あわじ市

(2) 期間

平成18年10月1日から平成19年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

兵庫県告示第952号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 解除に係る保安林の所在場所

赤穂郡上郡町大枝字井垣谷667の45

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

兵庫県告示第953号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成18年9月5日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成18年9月5日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域					
	区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 香美久美浜線	豊岡市畑上字堂ノ前185番4から 同 市畑上字二反田385番まで	旧	6.0から 25.0まで	150.0	
		新	10.0から 27.0まで	152.0	

兵庫県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成18年9月5日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成18年9月5日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 洲本灘賀集線	南あわじ市阿万東町字宮口709番1から 同 市神代国衛字藪田1083番1まで	旧	4.0から 15.0まで	7,377.0	予定地
	南あわじ市阿万上町字南佐野1690番1から 同 市筒井字長通1617番1まで		12.0から 51.0まで	1,806.0	
	南あわじ市筒井字長通1617番1から 同 市賀集八幡字岡西365番2まで		15.0から 48.0まで	2,308.0	
	南あわじ市阿万東町字宮口709番1から 同 市神代国衛字藪田1083番1まで		4.0から 15.0まで	7,377.0	
	南あわじ市阿万上町字南佐野1690番1から 同 市賀集八幡字岡西398番3まで	新	12.0から 51.0まで	4,094.0	

兵庫県告示第955号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定区域

水系名	河川名	区間	
		上流端	下流端
淀川水系	猪名川	左岸 川辺郡猪名川町杉生字一岩 3番地先 右岸 川辺郡猪名川町杉生字新平 井2番1地先	左岸 大阪府池田市古江町69番地 先 右岸 川西市滝山字上ノ山9番地 先

武庫川水系	武庫川	真南条川の合流点	海に至る
	有馬川	六甲川の合流点	武庫川への合流点
夙川水系	夙川	西宮市越木岩地内 北山谷川の合流点	海に至る

2 縦覧場所

河 川 名	縦 覧 場 所	
猪名川	県土整備部土木局河川整備課	阪神北県民局県土整備部 宝塚土木事務所
武庫川		神戸県民局県土整備部 神戸土木事務所（神戸市内に係るもの）
		阪神南県民局県土整備部 西宮土木事務所（尼崎市内及び西宮市内に係るもの）
		阪神北県民局県土整備部 宝塚土木事務所（宝塚市内及び伊丹市内に係るもの）及び三田土木事務所（三田市内に係るもの）
有馬川		丹波県民局県土整備部 柏原土木事務所（篠山市内に係るもの）
		神戸県民局県土整備部 神戸土木事務所（神戸市内に係るもの）
夙川		阪神南県民局県土整備部 西宮土木事務所（西宮市内に係るもの）
	阪神南県民局県土整備部 西宮土木事務所	

兵庫県告示第 956 号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき除却し、保管した工作物について、同条第 5 項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成18年 9月 5日

河川管理者

中播磨県民局長 原 田 彰

- 1 保管した工作物
別表のとおり
- 2 当該工作物の保管の場所
姫路市飾磨区中島字宝来3067番 5（姫路港中島コンテナヤード東野積場）
- 3 保管した工作物の返還の手続
工作物の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所に提出

し、返還を受けること。

別表 保管した工作物

保管した工作物			保管した工作物が放置されていた場所	除却した年月日時	備考
名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時	
まんぼう（船名）・ モーターボート	約5.0m（長さ）×約1.2m（幅） 白（内色）・ 青（外色）	1	姫路市飾磨区今在家英賀地先	平成18年8月7日10時	水面上
				平成18年8月7日11時	

兵庫県告示第957号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、中播都市計画下水道事業（平成16年兵庫県告示第39号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
福崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画下水道事業
福崎町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成7年1月20日から平成22年3月31日まで
変更後 平成7年1月20日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成16年兵庫県告示第39号の事業地に神崎郡福崎町南田原字西代、字境、字大妻、字南中才及び字下向イ田を追加する。
 - (2) 使用の部分
平成16年兵庫県告示第39号の事業地のうち、神崎郡福崎町南田原字境、字大妻、字南中才及び字東片山の一部地内を変更し、南田原字西代、字下向イ田を追加する。

兵庫県告示第958号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定により、東播磨港の開発、利用又は保全上支障のある放置等の行為を禁止する区域及び同区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定する。

また、これらの指定は、平成18年12月1日から適用する。

なお、その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所に備え置く。

平成18年9月5日

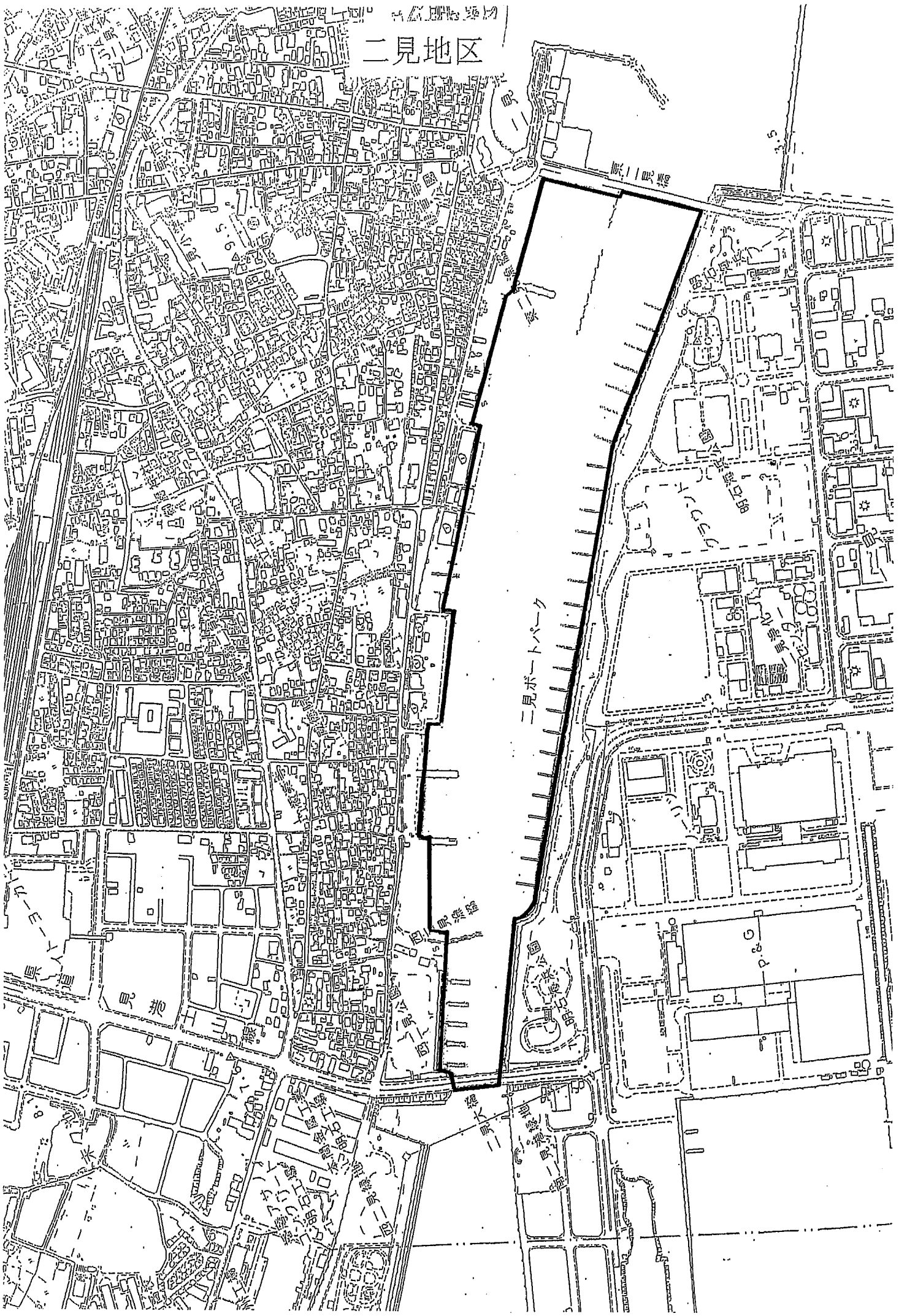
東播磨港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

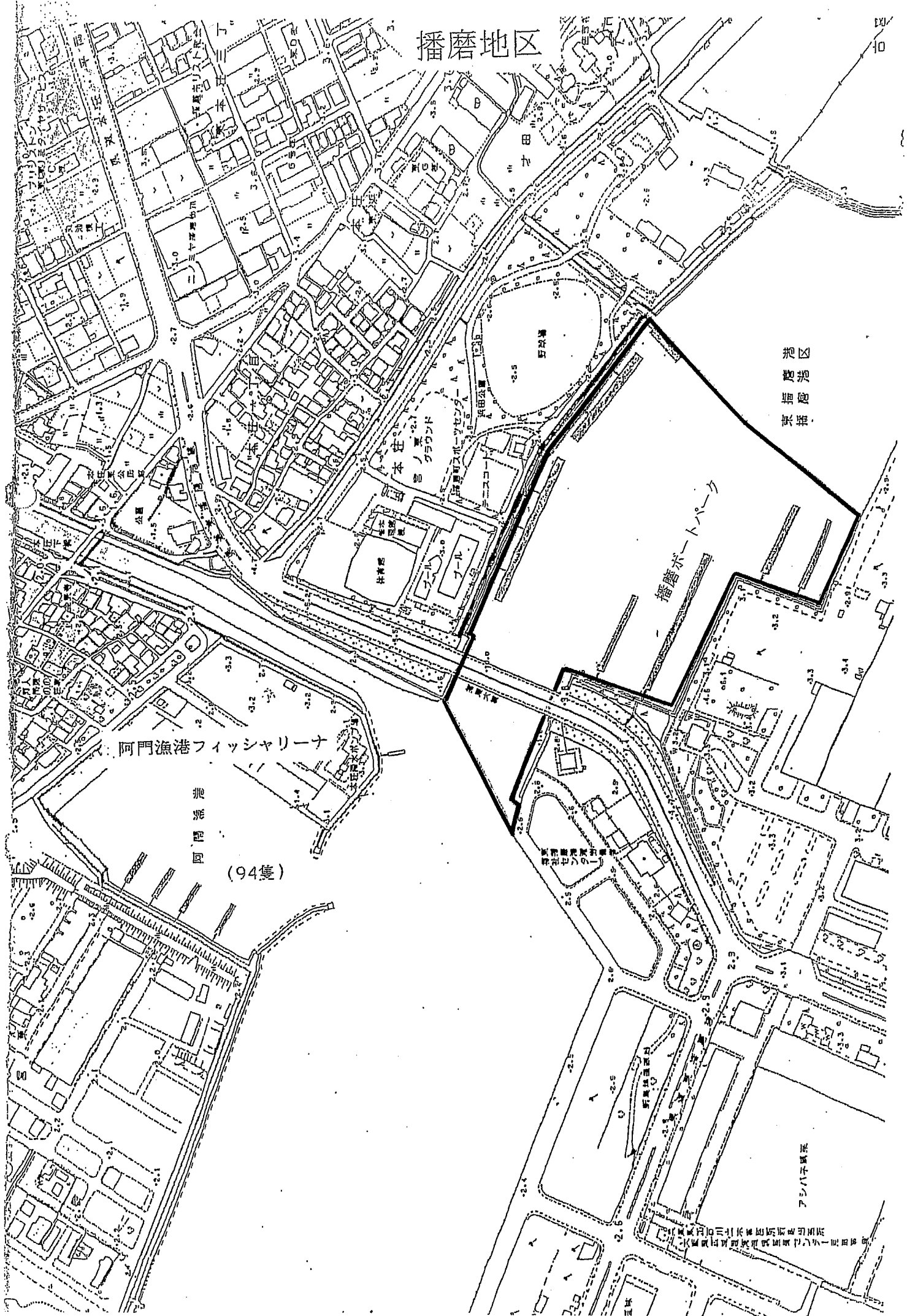
港湾名	放置等禁止物件	放置等禁止区域
重要港湾東播磨港	船舶	重要港湾東播磨港 二見地区、播磨地区

備考 指定区域は、別添図面の太枠で囲まれた区域である。

二見地区



播磨地区



地区
施設
配置

阿門漁港フィッシャリーナ

港
阿門
(94隻)

播磨ポートパーク

アシハチ橋

兵庫県告示第959号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路
3.5.152号二見尾上線
- 2 都市計画を変更しようとする土地の区域
加古川市尾上町養田字石舟
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成18年9月5日から同月19日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び加古川市都市計画部都市政策局都市計画課

兵庫県告示第960号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公示する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により、告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 被処分者
商号又は名称 有限会社あさひ開発
代表者氏名 谷本孝志
事務所所在地 明石市朝霧北町3777番地16-118
免許番号 兵庫県知事(3)第400865号
免許年月日 平成14年6月15日
- 2 処分内容
免許の取消し

兵庫県告示第961号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民局長から報告があった。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時 平成18年9月14日（木） 14時から15時まで
- 2 場所 神戸市長田区浪松町3丁目2番5号
兵庫県神戸県民局西神戸庁舎 4階 401会議室
- 3 被聴聞者
免許証番号 兵庫県知事(2)第10658号
免許年月日 平成18年1月24日
事務所所在地 神戸市兵庫区下沢通一丁目1番20号
商号又は名称 有限会社ハウスピア

代表者氏名 米 秀 人

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成18年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町立岡字久保171番1の一部、172番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町立岡171番地4
前田 忍
- 3 許可年月日及び許可番号
平成18年7月31日
兵庫県指令西播（建）第1-1-2号（18太子）

監査委員公告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成18年8月29日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成18年9月5日

兵庫県監査委員

久保敏彦
中村雅宥
山本敏信
天宅陸行

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成18年6月30日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求書（以下「請求書」という。）が提出された。

請求人

明石市林2丁目12-32 河合 克彦
明石市船上町5-12 松榮 宏之

2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述において提出された証拠に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 職務専念義務の免除

北播磨県民局長、教育委員会事務局財務課の職員6人及び東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所の職員1人（以下「東播磨県民局の職員1人」という。）が、生活教養計画という名目で職務に専念していない。

イ 勤務時間中の昼食

神戸市立多聞東小学校（以下「多聞東小学校」という。）の事務職員1人及び学校栄養職員1人並びに西脇市立双葉小学校（以下「双葉小学校」という。）の事務職員2人が、勤務時間中に食事をした。

上記ア及び同イの事実に対して、県及び教育委員会は、給料の全額を支給し何らの措置を講じていない。

これらは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条及び第25条に違反する違法、不当な公金の支出である。

したがって、上記ア及び同イの事実によって、県が被った損害を補てんする必要な措置が講じられることを請求する。

(2) 事実を証する書面

本件措置請求の要旨に係る事実を証する書面として、次の文書が提出された。

ア 生活教養計画書兼専免承認簿（8人分）

イ 事実を証する書（請求人と職員等の面談の状況をまとめた文書。東播磨県民局関係、多聞東小学校関係、双葉小学校関係）

ウ 請求人のメモ書き（多聞東小学校関係、双葉小学校関係）

3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成18年6月30日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 監査の対象

1 監査の対象とした事項

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面に基づき、上記第1の2(1)アのうち、東播磨県民局の職員1人の平成17年7月11日の職務専免義務の免除（以下「職専免」という。）に係

る給与の支出及び北播磨県民局長の同年11月24日の職専免に係る給与の支出を監査の対象事項とした。

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 職務専念義務の免除

ア 職専免に係る平成17年6月分以前の給与の支出については、支出の日から1年を経過していると認められることから、監査の対象事項としなかった。

イ 北播磨県民局長の職専免に係る給与の支出（上記1において監査の対象とした部分を除く。）及び教育委員会事務局財務課の職員6人の職専免に係る給与の支出については、いずれも、請求人から提出のあった事実を証する書面において、生活教養計画実施要領（平成5年制定。以下「実施要領」という。）に定められた基準及び生活教養計画書兼専免承認簿記載要領（平成5年制定。以下「記載要領」という。）に定められた手順のっとり、職務専念義務が免除されていると認められることに加え、給与の支出を違法又は不当とする客観的な理由も疎明されていないことから、監査の対象事項としなかった。

(2) 勤務時間中の昼食

多聞東小学校及び双葉小学校における勤務時間中の昼食に係る給与の支出については、請求書及び事実を証する書面並びに陳述時に提出された証拠において、監査の対象とすべき財務会計行為が具体的に特定されていないことに加え、給与の支出を違法又は不当とする客観的な理由も疎明されていないことから、監査の対象事項としなかった。

第3 証拠の提出及び陳述

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成18年8月4日、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けた（自治法第242条第6項）。

(1) 証拠の提出

新たな証拠として、次の文書が提出された。

ア 平成18年7月10日付け東播（県整）第1119号 公文書非公開決定通知書

イ 平成18年7月10日付け北播（企調）第1279号 公文書非公開決定通知書

ウ 平成18年7月13日付け教財第1189号 公文書非公開決定通知書

エ FAX連絡書

オ 平成18年度教職員体育大会淡路大会実施要綱

(2) 陳述の要旨

監査の対象とした事項についての請求人の陳述内容は、おおむね次のとおりである。

国であれば、休暇であるとか、無給でなされている福利厚生が、職専免として有給でされている。

今回の生活教養計画、これは、はっきり言って、ヤミ休暇である。

普通の休暇とどう違うのか。書類が違うだけで、報告書もなく、普通の年休をとるときと、番号⑦、同⑥とどう違うのか。先の情報公開請求では、何々をどうした、どうなっていたと分かるものは何もなかった。

自分で印鑑で押して、自分ですることが、第三者には確認できない。

先の監査請求でも、請求棄却の最大の理由や事実関係がないことを、もう少しきちっと県民の立場に立って調べていただきたい。大事なところは何も無い。県民の立場に立っての監査をお願いしたい。

証拠書類がどうかこうかと言われるかも知れないけれども、やれることをさせてもらっている。警察みたいに、きちっと、書類はこれでいいなという権限がないので、なかなかそこま

でいかない。

今度の生活教養計画も、言葉は悪いが、ヤミ休暇に生活教養という名の風呂敷をしているだけとなっている。

こういう現状を、県としたら措置ができるように、監査委員の皆さんに考えていただきたい。きちっと判断していただきたい。

年休も生活教養計画も、印鑑を押すことは同じ。生活教養計画は、普通の年休と何ら変わらない。何も無いのに、それを職専免とオーソライズする。生活教養計画、職専免の取り方そのものがおかしい。

県民の立場での判断を、重ねてお願いしたい。

2 執行機関の説明

平成18年8月2日付け東播（企調）第22号により東播磨県民局から、平成18年8月1日付け北播（企調）第1360号により北播磨県民局から、本件措置請求に係る事実関係等説明書が提出された。

東播磨県民局及び北播磨県民局の事実関係の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 生活教養計画制度について

ア 生活教養計画は、一般職の常勤の職員が研修を受ける場合又は厚生に関する計画の実施に参加する場合の一環として、1暦年につき4日とし、1日又は半日単位で実施するものである。

イ 生活教養計画の実施に係る職員の服務上の取扱いについては、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和38年条例第33号。以下「専免条例」という。）第1号又は第2号の規定に基づき職務に専念する義務を免除している。

ウ 生活教養計画の実施方法等については、実施要領に基づき、職員は事前に計画を立て、生活教養計画書兼専免承認簿により、計画を実施しようとする日、実施場所、計画内容等を記載し、所属長の承認を得なければならない。

(2) 東播磨県民局の職員1人の生活教養計画の実施内容について

ア 平成17年7月11日の午後（半日）、東播磨県民局の職員1人は生活教養計画を実施しており、そのことは生活教養計画書兼専免承認簿に、「実施場所：⑦（その他）」、「計画内容：⑥（その他）」と記載されている。

イ 生活教養計画の具体的内容は、地域の奉仕作業に参加できないため、別途、家屋周辺の溝、通路等の清掃や草刈り等を行ったものであり、地域住民としてのボランティア活動と考えることができる。

ウ 生活教養計画の実施場所については、以前に居住していた住宅の周辺であったため、記載要領の①から⑥までには該当しないことから「⑦（その他）」としている。また、計画内容については、ボランティア活動に該当するものであり、記載要領の①から⑥までには該当しないことから「⑥（その他）」としている。

エ 平成17年7月分の給与は同月15日に全額支給されている。

(3) 北播磨県民局長の生活教養計画の実施内容について

ア 平成17年11月24日、北播磨県民局長は生活教養計画を実施しており、そのことは、生活教養計画書兼専免承認簿に「実施場所：⑦（その他）」、「計画内容：⑥（その他）」と記載されている。

イ 生活教養計画の具体的内容は、日々の暮らしの中で「農業」を体験し、将来的な生き甲斐づくりなどのため農作業に従事したものである。

このことは、県が「農」を生かす社会の実現を目指し、県民誰もが日々の暮らしの中で「農」に関わるライフスタイルを推進しており、その推進責任者の立場にある県民局長とし